

報道機関各位

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請について

お急ぎください！

平成26年4月に実施した消費税率の引上げ(5%→8%)による影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金が支給されます。

4月3日から受付を開始している臨時福祉給付金の申請期限は**7月3日(月)**です。

申請期限を過ぎるとやむを得ない理由を除き、申請を受け付けることができません。申請書が届いている方は、お早めに申請ください。

また、ご自分が対象か確認したい場合は、箕輪町役場福祉課までご連絡ください。

支給対象者

- ・平成28年1月1日において箕輪町に住民登録されている方
- ・平成28年度分住民税(均等割)が課税されていない方

上記の2つの条件を満たしている方が対象です。ただし、次に該当する方は、対象外です。

- ・住民税が課税される方に扶養されている場合
- ・生活保護の受給者である場合
- ・支給決定がされるまでの間に亡くなられた場合等

申請について

申請期限 平成29年7月3日(月)

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日は除く)

受付場所 役場1階玄関ホール内特設窓口

支給金額 対象者1人あたり 15,000円

添付資料 有

 無

福祉課 社会福祉係
(課長) 安積 真人 (担当) 根橋ゆみ子
電話: 0265-79-3111 (内線) 139
FAX: 0265-79-0230
E-mail: fukushi@town.minowa.lg.jp

